

東近江市教育委員会障害者活躍推進計画

令和2年度～令和6年度

令和2年7月

東近江市教育委員会障害者活躍推進計画

機 関 名	東近江市教育委員会										
任 命 権 者	東近江市教育委員会										
計 画 期 間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）										
策 定 趣 旨	本市では、正規職員の採用権限及び人事権限については市長部局が担っていることから、本計画の策定に当たっては、「東近江市障害者活躍推進計画」に準ずるものとする。										
東近江市教育委員会における障害者雇用に関する課題	<p>教育委員会において、会計年度任用職員の採用に当たっては、障害者雇用に限定した募集及び採用は行っていない状況にある。近年、法定雇用率を満たしていないことから、法定雇用率を満たすことが求められている。</p> <p>さらに、障害を有する職員が障害特性や個性に応じた能力を最大限に発揮し活躍するために、全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが必要である。</p>										
目 標											
① 採用に関する目標	<p>本市教育委員会は、任免状況通報に係る特例承認を受けているため、市長部局と併せて、東近江市（市長部局）障害者活躍推進計画に掲げる2.6%の目標達成を目指す。</p> <p style="text-align: right;">（障害者雇用率）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 35%;">現状</th> <th style="width: 35%;">目標（期限）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者雇用率 （教育委員会）</td> <td style="text-align: center;">0.77% （令和元年6月1日）</td> <td style="text-align: center;">2.4% （令和6年6月1日）</td> </tr> <tr> <td>障害者雇用率 （市長部局）</td> <td style="text-align: center;">1.85% （令和元年6月1日）</td> <td style="text-align: center;">2.6% （令和6年6月1日）</td> </tr> </tbody> </table>		項目	現状	目標（期限）	障害者雇用率 （教育委員会）	0.77% （令和元年6月1日）	2.4% （令和6年6月1日）	障害者雇用率 （市長部局）	1.85% （令和元年6月1日）	2.6% （令和6年6月1日）
項目	現状	目標（期限）									
障害者雇用率 （教育委員会）	0.77% （令和元年6月1日）	2.4% （令和6年6月1日）									
障害者雇用率 （市長部局）	1.85% （令和元年6月1日）	2.6% （令和6年6月1日）									
② 定着に関する目標	<p>障害者の活躍を推進するためには、障害のある職員が安心して働ける環境づくりに取り組み、職場定着を図ることが重要である。そのため、不本意な離職者を生じさせない取組に努める。</p>										
障害者の活躍推進に対する取組											
基本的な考え方	障害者の活躍推進に向けた取組については、市長部局と連携して実施する。										
1 障害者の活躍を推進する体制整備											
① 組織体制の整備	<p>ア 担当職員の配置 「障害者雇用推進者」として教育部長を選任する。（R1.9.6付）</p> <p>イ 「障害者の活躍推進に関する庁内検討会議」の設置</p> <p>ウ 職員アンケートの実施</p>										
② 相談先の確保等	<p>ア 「障害者職業生活相談員」の配置 障害のある職員が相談しやすい職場体制の整備を図るため、「障害者職業生活相談員」を配置（令和元年12月1日に1人を配置）。 障害者職業生活相談員は、滋賀労働局が開催する「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講するなど、障害の理解を深め、障害のある職員を適切に支援する。</p> <p>イ 庁内相談窓口の設置 障害のある職員や、職場で支援に当たる管理監督者等が相談できる窓口を教育部教育総務課とする。</p>										

	<p>ウ 国（労働局）等の機関における相談窓口の活用 滋賀労働局に設置されている「職場適応支援者」による相談窓口等の活用について、職員に周知し、活用の促進に努める。</p>
③ 障害理解の促進	<p>ア 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等の受講 全職員を対象に、滋賀労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、障害に関する基礎知識や必要な配慮について理解を深める。</p> <p>イ 管理監督者向け研修の実施 障害者の応対や障害理解に関する研修等を、所属長をはじめとする全ての管理職に実施するとともに、管理職から各所属の職員に周知する。</p>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
定期的な面談等の実施	<p>障害のある職員の活躍を推進していくため、組織内において、定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかなどの点検を行い市長部局と情報を共有する。</p>
3 職場環境の整備	
① 職務環境	<p>施設や就労支援機器等の整備として、障害特性に応じた庁内設備の整備を推進し、障害のある職員が利用しやすい施設環境の整備に努める。また、就労支援機器の整備など、職場内での就労環境の整備に努める。</p>
② 管理監督者との面談等を通じた合理的配慮の提供	<p>管理監督者との面談の実施として、所属の管理監督者による面談等を通じて、障害者一人一人の障害特性や能力、希望等を把握し、働きやすい職場環境の整備に向けて、合理的配慮の提供を行う。</p>
4 職員の採用・育成等	
① 募集・採用	<p>「東近江市障害者活躍推進計画」参照</p>
② キャリア形成	<p>ア 適切な職務選定 会計年度任用職員については、採用の時点で中長期的なキャリア形成に関する本人の希望を面談等により把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定を行う。</p> <p>イ 研修を通じた能力向上 本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。</p>
5 優先調達等	
優先調達	<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「優先調達推進法」という。）等を踏まえ、障害のある人を直接雇用するだけでなく、障害者の活躍の場の拡大に向けた取組を推進する。</p>
6 周知・公表	
周知・公表	<p>策定又は改定を行った計画は、電子掲示板への掲載により、全ての職員に周知するとともに、市ホームページに掲載するなど、広く公表する。</p> <p>数値目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況について、周知及び公表を行う。</p>
7 その他	
その他	<p>各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう適切な支援、配慮に努める。</p>

東近江市教育委員会障害者活躍推進計画
令和2年7月 策定

編集・発行 東近江市教育委員会 教育総務課



〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

TEL : 0748-24-5670

I P : 050-5801-5670

FAX : 0748-24-5694

e-mail : kyoiku@city.higashiomi.lg.jp